

寒川町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 27 日

高座郡寒川町議会議長 黒 沢 善 行

寒川町議会規則第 1 号

寒川町議会会議規則の一部を改正する規則

寒川町議会会議規則(昭和 41 年寒川町議会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。